

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度 に係る総務省令案の考え方

令和6年11月21日
総務省
総合通信基盤局

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その1)

- ✓ この「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方」は、原則として「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則」(平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。)の章立て、条の構成、規定の内容を参考として規定を整備することとしている今回の令和6年度第二弾となる交付金・負担金制度に係る総務省令案などの考え方を示すものであり、情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」(令和5年2月7日)及び「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方答申」(令和6年3月28日)並びに「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」及び「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」における意見交換等を踏まえて準備したものである。この考え方を基に省令制定作業を進める。
- ✓ 新規制定の総務省令の名称は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」(以下「第二号算定等規則」という。)とすることを想定し、このページから10ページまでに制定の考え方をまとめた。また、その他の一部改正省令の考え方は11ページ及び12ページにまとめた。

第一章 総則

- 目的
 - 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等を定め、もって第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与すること
- 用語
- 遵守義務及び特別の理由がある場合の総務大臣の許可
 - 関係事業者による本規則の遵守義務
 - 特別の理由がある場合には総務大臣の許可を受けてこの省令の規定によらないことができる旨

第二章 第二種交付金

第一節 総則

- 第二種交付金の額及び交付方法の認可申請(支援機関。法110条の4①関係)
 - 第二種交付金(各適格電気通信事業者ごとの総額(上限))の認可申請方法:申請書類の様式、年度における申請期限(毎年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うこととする)
 - 上記認可後に、第二種交付金の額及び交付方法の追加の認可申請を行う必要が生じた場合には、上記認可を受けた翌年度の7月までであれば追加の認可申請を行うことができることとする

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その2)

第一節 総則 (前ページからの続き)

● 第二種交付金の算定方法(法110条の4①関係)

- 第二種交付金の額の算定方法は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごと、かつ、一般支援区域及び特別支援区域の別ごとに、それぞれ次に掲げる判定式により算定する方法とする

(※ワイ固専用型については現時点では規定せず)

(1) 一般支援区域に係る交付金の額

第二種交付金算定に関する標準判定式(後述(3)のベンチマーク方式を含む。)により算定する額

(2) 特別支援区域に係る交付金の額

- ① 次の②に規定する区域以外の区域(いわゆる大幅な赤字地域等)については、第二種交付金算定に関する標準判定式(後述(3)のベンチマーク方式を含む。)により算定する額

- ② 令和5年6月16日(令和4年改正電気通信事業法施行日)以降に、公設地域で民間移行し、又は未整備地域で新たに設備を整備した区域(※注)については、いわゆる特異判定式(収入費用方式)により算定する額

※注 これらの区域に該当することとなった区域について、当該区域がその後特別支援区域でなくなった場合において、それ以後も引き続き当該民間移行をした者又は当該新たに設備を整備した者が当該民間移行又は新規整備した設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を継続提供しているときは、再度特別支援区域に指定されたとしても、②に該当する区域(特異判定式を適用する区域)には該当しない

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その3)

第一節 総則 (前ページからの続き)

(3) 標準判定式による第二種交付金の額の算定

- 標準判定式による第二種交付金の額の算定は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごと、かつ、一般支援区域及び特別支援区域の別ごとに、後述の第二章第二節(原価の計算)の規定により整理した担当支援区域(前頁②に規定する区域(特異判定式を適用する区域)を除く。)ごとの原価の合計額からベンチマークとなる値を控除する方法により行う

(4) 特異判定式による第二種交付金の額の算定

- 特異判定式による第二種交付金の額の算定は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、後述の第二章第二節(原価の計算)の規定により整理した担当支援区域(前頁②に規定する区域(特異判定式を適用する区域)に限る。)ごとの原価から当該区域ごとの収入額を控除した額(当該控除した額が零以下の場合には零とする。)を合計する方法により行う
- 当該収入額は、当該原価の算定に当たり考慮する設備の範囲等に対応したものとする

(5) 第二種交付金の額の上限額

- これまでの規定に基づき算定した第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の一般支援区域についての第二種交付金の額が、それぞれ第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額を超えるときは、当該交付金の額は、それぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零)とする
- 第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額が零未満となるときは、特別支援区域についての第二種交付金の額(特異判定式により算定するものを除く。)は、零とする
- これまでの規定に基づき算定した第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の第二種交付金の額の合計が、それぞれ第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表(全ての担当支援区域)における費用の額から収益の額を減じた額以上となるときは、当該交付金の額は、それぞれ当該減じた額に満たない額(当該減じた額が零未満の場合にあっては、零)とする

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その4)

第一節 総則 (前ページからの続き)

(6) 算定に当たって控除するもの

- 第二種適格電気通信事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務の提供期間が年度途中で一年超となる場合に、一年以下までの期間に係る第二種交付金の額を日割り計算により控除する
 - 第二種負担金の合計が負担の限度額(第二種負担金の徴収対象である事業者の収益の3%)を超える場合における不足する負担金額分については、第二種交付金から控除する
 - 公設地域で地方公共団体が引き続き設備を所有する場合は第二種交付金の額の算定から当該地域の原価を控除する。地方公共団体が所有する設備を借り受け、これを用いて提供する第二号基礎的電気通信役務の回線数(IRU回線)は第二種交付金の額の算定に当たって考慮しない
- 支援機関への原価等の届出の方法(事業年度経過5月以内に支援機関へ届出)(法110条の4③関係)
 - 第二種適格電気通信事業者に新たな担当支援区域を追加する場合の規定
 - 事前に当該適格事業者から当該担当支援区域に係る規模等(特別支援区域においては整備・役務提供計画書)を総務省に提出させ、それを基に総務大臣は追加指定を行う

第二節 原価の計算 (法110条の4④関係)

第一款 総則

- 設備管理部門及び設備利用部門
 - 第二号基礎的電気通信役務の原価の整理は、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、設備管理部門及び設備利用部門に分けて行う(※ワイ固専用型については現時点では規定せず)
 - 設備の初期整備に係る費用、公設民営における設備の管理運営費は原価に含めない

第二款 設備管理部門の原価

- 設備管理部門の原価の整理(標準判定式)
 - (1) 設備管理部門の原価は、総務大臣が通知する手順(第二種交付金算定に関する標準判定式又は特異判定式)により整理し、年度経過後5月以内に、総務大臣に報告する。なお、特異判定式の適用は、令和5年6月16日(令和4年改正電気通信事業法施行日)以降に、公設地域で民間移行し、又は未整備地域で新たに設備を整備した区域に限る

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その5)

第二款 設備管理部門の原価 (前ページからの続き)

- (2) FTTHに係る原価の整理の対象となる設備は、アクセス回線部門についてはONUからOLTまでの範囲とし、海底ケーブル部門については海底ケーブル及び陸揚局とする。ただし、特異判定式の対象設備には、これらに加え、第二種適格電気通信事業者からの毎年度の報告に基づき総務省が認めるFTTHの收容ルータを含む
- (3) 総務大臣が通知する第二種交付金の算定に関する標準判定式(FTTHに係るもの)による設備管理部門の原価の整理の手法は、次に掲げる部門ごとに、それぞれ個別の区域の実態に応じて算定した額を合計する手法とする
- アクセス回線部門
 - ・ 次に掲げる額を合計した額に通信と放送の共用による配賦基準として3分の2を乗じた額(ただし、二芯であれば2分の1)
 - ・ 個別の区域ごとの可住地面積や想定される需要に応じて必要と推計されるアクセス回線設備の規模、回線密度等に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される收容局からの距離に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - 海底ケーブル部門
 - ・ 次に掲げる額を合計した額に他事業及び他事業者との共用による配賦基準を乗じた額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される必要な海底ケーブルの長さに応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される必要な陸揚局の有無に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
- (4) CATV(HFC)に係る原価の整理の対象となる設備は、アクセス回線部門についてはCMからCMTSまでの範囲とし、海底ケーブル部門については海底ケーブル及び陸揚局とする
- (5) CATV(HFC)に係る標準判定式は、FTTHに係る標準判定式により整理される原価にこれを補正する係数を乗ずるものとする(ただし、通信と放送の共用による配賦基準は、二芯であれば2分の1、一芯であれば3分の2とする。)

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その6)

第二款 設備管理部門の原価 (前ページからの続き)

● 設備管理部門の原価の整理(特異判定式)

- (1) 総務大臣が通知する第二種交付金の算定に関する特異判定式による設備管理部門の原価の整理の手法は、次に掲げる費用ごとにそれぞれ個別の区域において実際の設備の構築費用を基に算定した額を合計する手法とする
 - 施設保全費等として、個別の区域ごとの実際の構築費用(投資額:補助金等による整備額相当及び事業者による投資額(設備更新を含む。))に維持管理係数を乗じた額。維持管理係数は、他事業者も含め、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が第一種指定電気通信設備に係る接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いる
 - 減価償却費(設備更新に係るものに限る。)として、実際の構築費用(投資額:設備更新に係るものに限る。)を耐用年数で除した額
 - 資本コストとして、実際の構築費用を取得固定資産価額として、第一種指定電気通信設備接続料規則に準じて算定する自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税
 - これらに加え、公設設備・新規整備として構築した設備の他に、効率的な設備構築を行うために事業者が設置する既存の電柱等を実際に用いる場合には、当該設備の単価(注:接続料等を用いる)に利用数量を乗じた額
- (2) 特異判定式で整理する原価について、次に掲げる事項については各号に定めるとおりに取り扱う
 - 減価償却費(設備更新に係るものに限る。)としては、道路拡幅工事等に伴う設備移転のための設備の除却・再投資、鳥獣害等により損壊した設備の復旧、老朽化等による故障等に伴う設備取替及び災害等により損壊した設備の復旧(特別損失分を除く。)、及びサービス維持の範疇を超えないと総務省が認める設備の更新に係るもののみを算入する(※報告は次頁「第三款」に基づき、総務省は精査等及び事例蓄積)
 - 民間移行時に事業者が地方公共団体から維持管理費用を得る又は得た場合、当該地方公共団体補填額は除外する
 - 事業者が地方公共団体から公設設備を無償で譲り受けた場合は、当該設備に係る減価償却費は除外する。当該設備をサービス維持の範疇で有償更新したときは、当該更新部分について減価償却費として翌年度から算入する(総務省精査等)
 - 事業者が地方公共団体から公設設備を有償で譲り受けた場合は、当該設備の減価償却費を算入する
 - 補助事業等による構築資産が圧縮記帳されていない場合には、当該補助金額分を減価償却費から控除する
 - 通信と放送の共用に関し、担当支援区域ごとに放送サービスと共用する回線数を把握した上で、放送サービスと共用する回線に限定し、費用を3分の2に圧縮する

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その7)

第三款 特異判定式で整理する原価の算定根拠の報告

● 「特異判定式」で整理する原価については、その算定根拠として、年度経過後5月以内に、次に掲げる事項について報告を求める

- ・ 海底ケーブル・陸揚局の共用状況
 - 海底ケーブル・陸揚局の所有者が電気通信事業者の場合にはその者から共用の事実とコスト回収額(使用料)の報告を受ける(注: 同所有者が地方自治体の場合は補填対象ではない)
 - 上記の報告は毎年一度、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)徴求する
- ・ 放送役務との共用状況
 - 旧公設地域又は旧未整備地域において、放送役務を提供している回線数を、通信役務を提供している総回線数とともに、町字別に、毎年一度、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)徴求する
- ・ 民間移行を受けた旧公設設備関係の報告
 - 無償・有償譲受の別、有償譲受の場合はその額(購入額)を、民間移行を受けた直後の第二種交付金額算定前に徴求する(注: 有償の場合には減価償却費を補填することになる)
 - 地方自治体から一括譲受金のような当面の維持管理費用を第二種適格電気通信事業者が得ている場合には(その額を控除して第二種交付金額を算定するため)、民間移行を受けた直後の第二種交付金額算定前にその事実と額を徴求する
 - サービス維持の観点で旧公設設備を有償更新したときは、その部分の更新費用と更新内容を更新年度に総務省に報告(更新年度以降の減価償却費として補填対象にできるか否かを精査するため。また、更新内容については事例を総務省において蓄積するため。)
- ・ FTTHの收容ルータに係る報告
 - 中継回線部門に整理されるものの、特別支援区域において役務提供を新規に又は継続して行うために新規設置が必要となった「FTTHの收容ルータ」について、真に当初必要であった町字のためにのみ引き続き利用(アクセス回線的な利用の意)し、他の町字との共用を行っていないことの報告を、次に掲げる事項とともに、毎年一度、設備設置者から、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)報告を徴求する(必須公表事項は ii と iii)
 - i. 設置町字名
 - ii. カバーする町字名(うち担当支援区域は明示)
 - iii. 設置又は維持しなければならない理由
 - iv. 新設しない場合に何らかの手法により使用しなければならない最寄りの收容ルータの設置町字名
 - v. その他

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その8)

第四款 設備利用部門の原価

- 設備利用部門の第二号基礎的電気通信役務の原価算定

- － 設備利用部門の原価については、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、別表等に定める方法に従って算定し、支援機関に提出
- － 設備利用部門の原価には、広告宣伝費は計上しない

第五款 原価等の公表

- 特異判定式により整理した原価等の公表

- － 「特異判定式」によりその費用を整理すべき担当支援区域については、担当支援区域ごとに、それぞれ設備管理部門及び設備利用部門の原価、原価の算定根拠等を、年度経過後5月以内に、インターネットを用いて公表しなければならない(経営情報等は除く。)

- 例外的に取り扱う費用に係る設備に関する報告(公表)

- － 例外的に、大災害などで、標準判定式や特異判定式によらずに設備に関する費用を算入しようとする場合に、この省令によらないことにつき総務大臣の許可を得たときは、当該許可に係る設備に関する情報を公表しなければならない

第三節 第二種交付金の交付の特例

- 第二種適格電気通信事業者の会社更生法等の適用の場合の特例

- － 会社更生法等の適用を受けた日の翌日から起算して日割で当該月分に係る第二種交付金額を減額(不交付)し、それ以降は不交付とし、これに対応する第二種負担金額を徴収しない

- 第二種適格電気通信事業者が担当支援区域から撤退等を行った場合の特例

- － 担当支援区域から撤退等を行った日の翌日から起算して日割で当該月分に係る第二種交付金額を減額(不交付)し、それ以降は不交付とし、これに対応する第二種負担金額を徴収しない

- 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域が支援区域でなくなった場合の特例

- － 新たな区域指定において、担当支援区域が支援区域でなくなった(一般支援区域又は特別支援区域の指定が解除された)場合には、総務大臣は、区域指定の解除を行う一方で、当該区域を担当支援区域とした第二種適格電気通信事業者に対しては担当支援区域の解除を行う(法110条の3③)。この場合、当該解除が行われた日から起算して月末までの日割で計算した額を当該月分に係る第二種交付金額から減額(不交付)し、それ以降は当該担当支援区域分を控除した原価等により当該第二種適格電気通信事業者に係る第二種交付金を計算し、交付する

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その9)

第三章 第二種負担金 (法110条の5②の規定により準用される法110条②～⑧関係)

第一節 総則

- 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請(支援機関。法110条の5②の規定により準用される法110条②関係)
 - 第二種負担金(各適格電気通信事業者ごとの総額(上限))の認可申請方法: 申請書類の様式、年度における申請期限(毎年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うこととする)
 - 上記認可後に、第二種負担金の額等の追加の認可申請を行う必要が生じた場合には、上記認可を受けた翌年度の7月までであれば追加の認可申請を行うことができることとする
- 第二種負担金の額の算定方法
 - 「第二種負担金の徴収対象事業者ごとの回線数」×「告示で定める回線単価」により、第二種負担金の額を算定する
 - 回線数のカウント方法の例(「報告規則」で規定することも視野)
 - ・ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)
 - ・ いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントする
 - ・ 卸元(MNO)について、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向け等に役務を提供している場合には当該役務に係る卸役務は卸元(MNO)の回線数にカウントしない。当該回線数を把握するために、一次MVNO(契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る。)と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告していただく
 - ・ 自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数は、当該高速度データ伝送電気通信役務と併せて一カウントとする。ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととし、また、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に別途の契約で他の事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする
 - ・ 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスにつき、提供回線数を把握していない場合は最大戸数をカウントする
 - 総務大臣は、第二種適格電気通信事業者及び第二種負担金の徴収対象事業者等から報告された回線数を支援機関に通知する

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方(その10)

第二節 収益の額の算定

- 収益の額の算定方法
 - 高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者が算定すべき収益の額は、音声伝送役務、データ伝送役務及び専用役務の収益の額を合計したものであること
 - 法110条の5①ただし書及び政令5条の2①に規定する「総務省令」で定める方法は、(両方とも内容は同一で)上記の収益の額の算定方法であること
- 第二種負担金の徴収対象であるか否かのメルクマールである「10億円」を超えたことの報告
 - 上記の方法で算定した集計が10億円を超えた際と10億円以下となった際に、都度、支援機関に対して報告

第三節 その他

- 遅延利息については、電話ユニバ制度と同様、一万分の四とすること

附則

必要な総務省令の一部改正の考え方（その1）

✓ 前述新規省令の制定のほか、次のような関係総務省令の一部改正を念頭に置いている

㊦ 「電気通信事業法施行規則」の一部改正

- 第二種負担金の算定に係る役務の範囲の明確化（下り名目速度1Mbpsに満たない役務、アンライセンスLPWAサービスを除く。）
- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則「第四章 支援機関」の規定を電気通信事業法施行規則に移し替え
- 事業者による回線規模報告（毎年6月→8月）及び支援区域の指定等（毎年8月→11月）の時期変更
- 既に第二種適格電気通信事業者に指定されている者に対し新たな担当支援区域を指定しようとする場合の規定の追加
- 第二種適格電気通信事業者に指定された年度以降の年度に係る特別支援区域に係る役務提供計画書の前年度との変更点と変更の理由を明らかにする書類についての規定の追加
- 様式第38の2の3（第二号基礎的電気通信役務収支表）第二表をFTTH、CATV（HFC）ごとに分ける規定

（その他適宜「様式」の整備）

㊧ 「電気通信事業報告規則」（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正

- 第二種交付金・第二種負担金の算定のための回線数の報告様式の追加
- 第二種負担金の算定のための回線数に係る報告を毎月とする規定、当該毎月報告の開始時期に係る規定（令和8年3月）
- 令和7年度中に実施する特別報告（開始時期以前における特別な報告）についての規定（令和7年8月）

必要な総務省令の一部改正の考え方（その2）

① 「電気通信事業報告規則」(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正(前ページからの続き)

－ 回線数のカウント方法の例(再掲)（「第二号算定等規則」で規定することも視野）

- ・ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)
- ・ いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントする
- ・ 卸元(MNO)について、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向け等に役務を提供している場合には当該役務に係る卸役務は卸元(MNO)の回線数にカウントしない。当該回線数を把握するために、一次MVNO(契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る。)と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告していただく
- ・ 自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数は、当該高速度データ伝送電気通信役務と併せて一カウントとする。ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととし、また、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に別途の契約で他の事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする
- ・ 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスにつき、提供回線数を把握していない場合は最大戸数をカウントする

② その他

- － 特に電話ユニバ制度に係る関係規定等を念頭に、「交付金」、「負担金」といった、BBユニバに係るそれらとの混同を避けるための、規定や様式の記載の修正
- － 第一号算定等規則におけるデジタル原則に関する規定の整備